

携帯電話やパソコンを利用したビジネスの落とし穴！

景気の悪化に伴い「少しでも家計の助けになれば」とか、子供が小さくて働きに出られないという主婦が内職やサイドビジネスを探すという話をよく耳にします。最近ではインターネットや携帯電話が普及し、在宅のまま手軽に効率よく仕事を見つけることができるようになりました。しかし、こうした手軽さにつけ込み、身近になったパソコンや携帯電話を利用したマルチ商法や、悪質な詐欺的商法に対する相談が昨年の下半期の相談件数の2倍近くに急増しています。ここでは3つの事例を紹介します。

事例1 信用のおける友人から「携帯電話の代理店になって人を紹介しその人が携帯電話の権利を買えばマージンが入る」というビジネスに勧誘された。代理店になるために、ビジネスキットを29万8千円で購入した。本当に収入が得られるかどうか不安である。

事例2 パソコンで内職を探したところ、簡単なデータ入力をする人を募集しているという。しかし、事前に38万円出資するよう言われ二の足を踏むと、すぐに元が取れるというので応諾したが、説明と違い儲からない。

事例3 パソコンの仮想空間の土地の権利を購入し、そこで取引をすれば儲かるという事業を友人に勧められた。しかし、権利獲得には40万円必要だという。仕事の内容はよくわからないが「今しか出資者にはなれない、とにかくいい話なので」と誘われ契約してしまった。

勧誘時に「絶対儲かる」「すぐに元がとれる」などとうその説明をし、消費者を信用させて出資金やソフトの購入代金などの初期投資をさせるという手口がほとんどです。「だれでも簡単にでき儲かる」仕事などはまずありません。ましてや高収入が得られるのは、専門的な知識や技術が必要であることがほとんどで、そのような仕事が簡単にできて数多く募集されているはずがありません。また、契約に先立って登録料や契約料、道具料などを支払わせるような場合は、まず怪しいと疑ってください。

信頼のおける事業者であれば、事業者の所在地や電話番号、仕事の内容などが募集の案内などに詳しく書かれているはずです。それがよくわからないようであれば、信用できる事業者だとはいえません。

インターネットや折り込みチラシなどを見て安易に資料請求したことをきっかけに強引な勧誘を受けたり、信頼していた友人から「絶対儲かる」などと勧誘され信用してしまい承諾したなどというケースが多く見受けられます。上記の事例にあるような連鎖販売取引や業務提供誘因販売取引については、契約書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフができます。しかし本当にもうけが出るかどうかの実態がわかるまでに数週間がかかり、クーリング・オフ期間が経過してしまったという場合でも、うその説明や、必ず儲かるといった本来不確定な収入や個人の能力などについて断定的な判断を提供する行為が勧誘時にあれば、契約の解除、返金、クレジット引き落としの停止ができる場合があります。

怪しいと思った場合は、お早めに県民生活相談センターへご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話または面接で受け付けています。

相談は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

■連鎖販売取引・・・個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務（サービス）の取引のこと。

■業務提供誘因販売取引・・・「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事が必要であるとして、商品等売って金銭負担を負わせる取引のこと。

H21. 10. 27 岐阜新聞掲載